

国民健康保険被保険者証の返還に対する弁明書

平成 年 月 日

阿賀町長 神田敏郎様

住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

被保険者証記号番号	
個人番号	
国民健康保険税の滞納について、次のとおり弁明します。	
弁明の内容（滞納理由） ※詳しく記入してください。	
_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	
添付した証拠書類等	

【参考】

＜国民健康保険法第九条第三項＞

市町村は、保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第七項、第六十三条の二及び第七十二条の四において同じ。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第六項及び第八項において「老人保健法の規定による医療等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

＜国民健康保険法施行令第一条の三＞

法第九条第三項に規定する政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事由により保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

- 一 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 二 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 三 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 四 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 五 前各号に類する事由があったこと。

＜国民健康保険法施行規則第五条の六＞

法第九条第三項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。